

表2 平和条項の態様

NO	平和条項の態様
1	平和政策の推進（平和を国家目標に設定している国などを含む）
2	国際協和（国連憲章、世界人権宣言の遵守、平和的共存などを含む）
3	内政不干涉
4	非同盟政策
5	中立政策
6	軍縮
7	国際組織への国家権力の一部委譲
8	国際紛争の平和的解決
9	侵略ないし征服戦争の否認
10	テロ行為の排除
11	国際紛争を解決する手段としての戦争放棄
12	国家政策を遂行する手段としての戦争放棄
13	外国軍隊の通過禁止・外国軍事基地の非設置
14	核兵器（生物兵器、化学兵器も含む）の禁止・排除
15	（自衛以外の）軍隊の不保持
16	軍隊の行動に対する規制（シビリアンコントロールを含む）
17	戦争の宣伝（煽動）行為の禁止

* 1項目でも規定のある成典化憲法国 189か国中1

と採用国

2025年6月末日更新
(駒澤大学名誉教授 西 修)

採用国
アルバニア、インドネシア、クウェートなど
ハンガリー、スリランカ、マダガスカルなど
ブラジル、カタール、中国など
アンゴラ、モザンビーク、ナミビアなど
オーストリア、スイス、トルクメニスタンなど
バングラデシュ、カーボベルデ、東チモールなど
ノルウェー、デンマーク、コンゴ民主共和国など
ポルトガル、アルジェリア、ブータンなど
フランス、韓国、キルギスなど
スペイン、ブラジル、チリなど
イタリア、アゼルバイジャン、エクアドル、ボリビア、日本、フィリピン
ベルギー、ウクライナ、フィリピンなど
カンボジア、コロンビア、パラオなど
コスタリカ、パナマ
パプアニューギニア、南アフリカ、ソマリアなど
ドイツ、クロアチア、リトアニア、タジキスタンなど